

北九州市立大学

外国語学部紀要

第 154 号

2022年3月

目 次

【論文】

朝鮮前期の事大外交と吏文

… 山 本 進 … 67

北九州市立大学

BULLETIN

FACULTY OF FOREIGN STUDIES
THE UNIVERSITY OF KITAKYUSHU

No. 154

March 2022

CONTENTS

〈Articles〉

The Diplomacy against China and Imun (吏文) in the Early Joseon
Dynasty ... Susumu Yamamoto ... 67

THE UNIVERSITY OF KITAKYUSHU

Kitakyushu, Japan

朝鮮前期の事大外交と吏文

山 本 進

はじめに

朝鮮は建国当初より明と冊封関係を結び、事大外交を行ってきた。即ち形式的に朝鮮国王が明皇帝の外臣となり、毎年定期的に使節を北京（永楽遷都前は南京）に派遣して国書を手交し貢物を献上したのである。これとは別に臨時の使節が明朝廷あるいは遼東都司に派遣され、外交交渉を行うこともあった。また明皇帝の薨去や即位、朝鮮国王の誥命などの折には明の勅使が漢城に到来し、朝鮮国王は勅書を奉戴し勅使を迎接した。両国間の外交は人物・文書・物品の往来によって形成されていた。

ところで中国と朝鮮は言語を異にするから、意思疎通のための手段が必要である。幸い朝鮮は日本や琉球などと同じく漢字文化圏に属し、知識人は古典漢語である漢文を修得していたから、中朝間の外交文書には当然漢文が使われていたものと推認される。実際中国では清の滅亡まで公文書には漢文が使用されていたし、朝鮮では1446年世宗により訓民正音（ハングル）が制定されたものの、公文書は漢文（吏読を交えた漢文を含む）によって記述されていた。実録に収録されている勅諭や奏文・咨文なども全て漢文で記されている。

ところが当時の朝鮮人は事大外交で使用される漢文を吏文あるいは漢吏文などと呼び、これを伝統的漢文と区別していた。李覲洙によれば、吏文

とは「事大交隣文書として主に明国に対する外交文書に用いられた特殊な文章であって、その文体は旧来の漢文とも、どの時代の漢文体とも異なる特別な漢文・漢語を指すもの」であり、また「外交文書にだけ用いられた特殊な文体であるのみならず、律文にも用いられた中国の官衙通文の特殊文体だと言うことができる」⁽¹⁾とされる。史書や經典の解釈学に慣れ親しんだ朝鮮士大夫にとって、当時の中国で実際に使われていた実用的文章語としての漢文は異質なものであり、儒教的教養だけでは読解し難い部分が数多くあった。そこで彼らはこれを吏文と呼び、古典籍で使用される漢文と弁別したのである。この呼称には、実用文は書吏が用いるものであり、従って古典文よりも卑俗なものであるという意識が反映されているものと思われる。

しかしながら中国では官僚機構の中で日常的に行政文書が使用されており、これを公府の案牘、略して公案・公牘と呼んでいた。逆に朝鮮の実録などで用いられている漢文には、中国人に理解できない朝鮮独自の用語・用例が頻出する。つまり中朝両国は古典としての漢文を基礎に、時代や国情に合わせて独自の行政文書様式をそれぞれ育んでいたのである。

そして中朝間の外交文書には中国側の行政文書様式すなわち吏文が使用された。それ故朝鮮政府は国初に外交文書を掌管する官庁として文書応奉司を設置し、吏文を読み書きできる官吏を育成して、彼らに事大文書の製述と保管を担当させた。文書応奉司は太宗11年(1411)に承文院と改称され、礼曹の下で司訳院と共に外交実務を担当した。

承文院は基本的に対明外交文書の製述・保管と吏文・漢語教育を担い、司訳院は漢語・蒙古語・女真語・倭語の通訳と外国語教育を担ったが、漢語(中国語)については重複する部分が多かった。承文院と司訳院の成り立ちや機能、朝鮮政府の語学教育については既に多くの先行研究が存在し⁽²⁾、その概容はほぼ解明されたと言っても過言ではない。但し、文書外交で使

用された吏文との関係については未だ不明な点が残っている。

第一に、承文院所属の官吏には吏文製述能力だけでなく、漢語運用能力までもが求められたことである。事大文書の作成に当たっては公牘で用いられる特殊用語や礼制に適合した修辞学を会得しなくてはならないが、会話能力までも必要とはしない。しかし承文院では『老乞大』や『朴通事』といった口頭語の教習書までもが学ばれていた。承文院と司訳院とは明確な役割分担があったにもかかわらず、何故承文院官吏に対し本来司訳院が果たすべき役割をも兼担させたのであろうか。

第二に、朝鮮は明清両王朝に事大したが、吏文・漢語に長けた人材の育成が強く求められたのは朝鮮前期であり、特に15世紀には盛んに議論されている。逆に朝鮮後期は時として清朝との間で深刻な外交摩擦が起きたものの、承文院や司訳院の役割は増大せず、影の薄い存在に留まっていた。このような温度差は何に起因するのであろうか。

如上の疑問に対し一定の解答を導き出すため、本稿では朝鮮の対明外交を文書・言語の側面から検討する。なお行論で挙げる史料の多くは既に先行研究で紹介されたものであるが、煩瑣を避けるため註記を省略する。

第1章 国初の漢吏学

朝鮮は建国当初より明に事大の礼をとり修好に尽力したが、明太祖朱元璋は朝鮮を心から信じてはいなかった。太祖2年（洪武26, 1393）明は朝鮮が遼東の女真族を鴨緑江以南に誘引したことなどに抗議して生鬻五箇条を記した詔書を送り付けた⁽³⁾。更に太祖4-6年（洪武28-30, 1395-97）には李成桂が使臣に託して送った賀正表文・奏請文・千秋啓本に軽薄戲侮や譏侮の字句があったことを洪武帝が咎め、使者を抑留・処刑し撰者の南京召喚を要求するという表箋問題が都合3回も発生した。太祖6年3月朝鮮使臣が持

ち帰った聖旨には、今後使臣には漢語に通じた者を派遣せよと記されていた⁽⁴⁾。

洪武帝は文字の獄を起こしたり、臣下をたびたび肅正したりするなど、非常に猜疑心が強い人物であった。また元朝から中原を取り戻したものの、漠北にはモンゴルの残存勢力が隙を窺い、南海では倭寇が猖獗するなど、明朝を取り巻く国際情勢は不安定であった。明が李成桂を朝鮮国王として冊封せず、朝鮮国権知国事に止めたのも、洪武帝が朝鮮に対する不信感を最後まで払拭できなかったからであろう。特に表箋問題は軍備強化に尽力し、対明強硬策を唱えていた鄭道伝を排除する目的があったとされる⁽⁵⁾。

ところで、宮紀子は漢語に通じた者を派遣せよとの聖旨から「とすると、それ以前は、漢語のできない使節団が派遣されていたことになる。高麗時代と同じくモンゴル語が公用語として用いられていたか、漢文による筆談のみですませたか、明朝廷の朝鮮語を解する者が通訳にあたっていたかの、いずれかしかありえない。この時期、朝鮮への使者として、宋ポロト、楊テムルといった、モンゴル名をもつ者が派遣されている場合が多い事実からすれば、ひとつめの可能性が高いだろう」と論じているが⁽⁶⁾、首肯し難い。

既に高麗末よりある程度の漢語運用能力を持つ使者が明に派遣されており、実録には恭愍王の歿後、昌王冊封要請のため南京に赴いた門下侍中李穡は、洪武帝より「汝は元に仕え翰林になった位だから漢語が解るだろう」と問われ、たどたどしい漢語で応答したところ、帝は聴き取れず、礼部の官僚が伝奏したので、帝は「汝の漢語は納哈出に似ている」と笑ったとの記録がある⁽⁷⁾。李穡は漢語能力を買われて使臣となったのではなく、諸臣が訪明を躊躇する中で、自ら大役を買って出たのであるが、高麗王朝の存続という焦眉の課題を解決する交渉において、双方の母語ではないモンゴル語を取って用いるだろうか。彼の要請は予め礼部に漢文書面で提出していたはずであり、さればこそ彼の訥々とした華北官話を礼部官僚が洪武帝

に理解できる江淮官話で伝奏できたのである。洪武帝は機微に触れる問題を直接聴取したかったが故に、敢えて漢語での会話を求めたのであり、表箋問題でも同じ要求がなされたものと推測される。

元代翰林院にいた李穡ほどの人物でも漢語を自在に操ることは容易ではなかったのであり、他の使臣が漢語を駆使して対明外交を遂行するのはより困難であっただろう。ではモンゴル語が使用されていたのであろうか。元代には『中原音韻』（1323）のような韻書が刊行され、元代官話が広まっていたから⁽⁸⁾、当時であっても官話漢語による意思疎通は可能であったものと見られる。また明の宮廷で敵国の言語であるモンゴル語が公用語として使用されていたとは到底考え難い。恐らく朝鮮使臣は口頭漢語を交えた漢文で洪武帝と交渉していたのであろう。洪武帝はもっと漢語が達者な使者を派遣せよと言ったに過ぎない。

明から朝鮮へモンゴル名を持つ者が派遣されていたこともモンゴル語公用語説の裏付けとはならない。元朝はモンゴル人至上主義を採っていたので、行政に通曉した知識人の多くはモンゴル人や色目人であった。明朝も元朝の遺臣を政権に吸収したはずであり、その中にモンゴル名を持つ者が含まれていても不思議ではない。仮に宋ボロトや楊テムルがモンゴル語母語話者だとして（単に名前だけモンゴル風にしていた可能性も排除できないが）、彼らが朝鮮国との外交交渉をモンゴル語で行っていた証拠にはならない。彼ら故元の知識人の中には漢語・漢文のみならず朝鮮語を操れる者もいたかもしれないからである。明朝は非漢族人材の活用には寛容であり、永楽帝の命を受け東南アジア・インド・東アフリカへの大航海を敢行したムスリムの鄭和がその代表例である。後にモンゴル系知識人が涸渇すると、朝鮮へは半島出身の宦官がしばしば勅使として派遣されている。なお鄭和・宋亨羅・楊帖木兒は皆宦官である。

ちなみに太宗11年（1411）閏12月、朝鮮礼曹は、現在司訳院の中で蒙学

訓導が2人しかおらず、学習者も少ないので、五部学の中で聡明な者30名を選抜し、モンゴル語を学習させよと上啓している⁽⁹⁾。宋亨羅や楊帖木児が勅使として来朝したのは太祖5・6年(1396・97)のことであるから⁽¹⁰⁾、その後約15年でモンゴル語を使える者が涸渇したというのは不自然である。たとえ宋や楊がモンゴル語を話せても、それを理解できる者は国初から朝鮮朝廷にほとんどいなかったものと見てよい。

宮はまた洪武30年3月の聖旨と礼部の咨文との文体を比較して「同じ朱元璋のことばであるにもかかわらず、宣諭聖旨と咨文で言い方がことなるのは、前者の聖旨はモンゴル語で、後者は礼部が皇帝の発言をそのまま記録、送付しているからだろう」と推測しているが⁽¹¹⁾、これは単に朱元璋が発した口頭語を文章語に変換する際、前者は口語調で、後者は文語調で書き起こされたからに過ぎないと思われる。口語調といっても忠実な音写ではないだろうが、ここにモンゴル語への翻訳と文章化を介在させる必然性はない。

更に宮は「明の太祖も、大元ウルスに倣い朝鮮を駙馬国として取り込む目論みはもっていたのだが、朝鮮にその気が全くなかったのだった。『明実録』が朝鮮の拒絶に遭ったことを秘して語らないのは、よほどの恥辱と考えられたからであろう」と述べているが⁽¹²⁾、そもそも実録は全ての事案を採録するものではないので、実録への不記載を以て、史官がこの件を甚だしい恥辱と捉えたと見なすことは困難である。とは言え、洪武帝が李成桂と姻戚関係を結ぼうとしていたことは確かであり、その背景には北元に対する警戒心があったものと思われる。

話を戻すと、表箋問題は朝鮮に事大外交の困難性を見せつけた。文辞が軽薄戯侮だというのは洪武帝の一方的な言い掛かりであるが、藩属国が宗主国皇帝の邪推や難癖を論駁することは不可能である。先行研究に従えば「結局、表箋問題の核心は明が提示した外交文書の修辭的標準を朝鮮側が

ちゃんと把握できなかった事情にあったと言える」⁽¹³⁾。朝鮮としては再発防止に向け、吏文の修得と禁忌字句の回避に努めるしかなかった。

ところが朝鮮政府には吏文が書ける人材がほとんどいなかった。太宗4年（1404,永楽2）には司憲府が、文書応奉司は一国の文書を掌り、学文の士は皆ここに所属しているが、漢吏文に至っては唐誡のみがこれを掌っており、一朝事あらば不学の人では責任を全うし難いので、願わくば今後文翰の士で聡明・博学・技芸絶妙なる者を選抜し、予め吏文を習わせ、他日の用に備えるべしと上疏し、王はこれを議政府に審議させた⁽¹⁴⁾。桑野栄治によると、唐誡は浙江省明州の人で、律令に通曉し、文書応奉司提調として事大文書の大部分を審覆し、太宗の信任が厚かったとされる⁽¹⁵⁾。当時朝鮮には古典漢文に通曉した知識人はいたが、宋元より中国の官場で使われてきた吏文を修得した者は皆無であった。一方、明では永楽帝による靖難の役の終結から日が浅く、朝鮮政府は宗主国の政変に神経を尖らせていた。そこで司憲府は明の新政権と向き合うため、外交文書作成要員の養成を急いだものと思われる。

ところで朝鮮は科挙を通して官僚を登用し、国初に門蔭科・文科・武科・吏科・訳科・陰陽科・医科が設けられたが⁽¹⁶⁾、雑科と総称される吏科・訳科・陰陽科・医科は文科や武科より卑賤視せられ、顕職を目指す両班階級は雑科応試を忌避した⁽¹⁷⁾。そこで太宗7年（1407）3月、王は吉昌君権近の上書に基づき、文科の終場で吏科応試者も一緒に受験させ、吏科合格者を文科と同榜で発表し、文科応試者の吏科受験並願を認めるなどの吏科優遇策を実施し、地位の格上げを図った⁽¹⁸⁾。

だがこれらの施策は満足な成果を収めなかった。太宗8年（1408）には文書応奉司が、前に選抜した30名の吏文講習者は、他部署に転任したり、吏曹・兵曹の要務を兼任したりして、吏学（漢吏学）の習得を疎かにするので、兼職禁止と官職の整備を要請し、裁可された⁽¹⁹⁾。太宗17年（1417）には礼曹

が、同年より文科及第者の中から少壯で聡明な者10名を選抜し、承文院権知副正字の職位を授与して吏文を学習させることを上啓し、裁可された⁽²⁰⁾。それでも若手官僚らは吏文学習を忌避し続けた。世宗元年（1419）礼曹は、承文院の吏文学習者は毎月試験を課しているが、服制式暇（葬祭休暇）と称したり台省（司憲府・司諫院）・政曹（吏曹・兵曹）への謝前（謝恩肅拜）と称したりして、吏文の製述に応じないと上啓している⁽²¹⁾。

この時文書応奉司や承文院に配属された者は文科合格者の中で特に学問・文芸に秀でたトップクラスのエリートであったから、彼らが優雅な古典漢文から逸脱した実用的な吏文を見下し、その学習を嫌がったであろうことは想像に難くない⁽²²⁾。また、なまじ吏文に通暁し、承文院で重用されると、却って台省や六曹といった出世街道に進めなくなるとの打算が働いたのかも知れない⁽²³⁾。加えて事大文書の製述は僅かな瑕疵があっても杖刑に処せられることから⁽²⁴⁾、多大な努力を費やすのに比べて割の合わない職業だと見なされた可能性もあるだろう。彼らは分館制度の下で、実務研修のため一時的に承文院・成均館・校書館に配属されているに過ぎず⁽²⁵⁾、祖国で吏文に親しみ、亡命先で餬口の手段を求めざるを得なかった唐誠とは立場が全く異なっていた。

世宗5年（1423）吏曹は、現在文科合格者の中で聡明な者を選抜して承文院に配置し、漢吏文を講習させているので、以前別設された吏文科を廃止せよと上啓し、裁可された⁽²⁶⁾。「以前別設された吏文科」とは太宗7年に権近の提言により文科と同格の扱いを受けるようになった吏科のことを指すものと思われる。なお吏文科の廃止後も吏科の名称は成衆官や吏任・門蔭の取才として残るが、同じ雑科でありながら従来の吏科（吏文科）とは性格を全く異にするものであった⁽²⁷⁾。

太宗・世宗期に文書応奉司・承文院の機能が拡充されたのは、改めて言うまでもなく明との関係が緊張していたからである。永楽帝即位後、朝明

関係は次第に安定的になり、表箋問題のような突発的事件は発生しなくなったが、貿易問題に関しては依然として両国間に意見の隔たりがあった。朝鮮は世宗11年（1429）に金銀の歳貢を漸く免除して貰ったが、明勅使による勅行貿易や勅使護衛官による遼東護送軍貿易は残存し、財政を圧迫し続けていた。また太宗期までは遼東都指揮使司による牛馬交易も行われていた⁽²⁸⁾。これら経済的足枷を取り除くためには明政府との絶え間ない交渉が必要であり、従って有能な咨文製述官や通訳官が多数求められたものと思われる。加えて世宗22年（1440）より開始された朝鮮長城の建設や、世宗期より徐々に表面化しつつあった鴨緑江中洲開墾問題なども、対明交渉の課題として浮上する可能性を秘めていた⁽²⁹⁾。

ところで礼曹隷下の外交実務担当機関としては承文院の他に司訳院があり、前者は外交文書を、後者は通訳を担当することになっていた。承文院は専ら文書の製述・保管業務を担当することになっており、従って会話能力は必要なかったはずである。ところが承文院では漢語学習が強化され、後述するように老乞大や朴通事などの漢語学習書が取才の経書に加えられ、教室では朝鮮語による会話が禁止された⁽³⁰⁾。その理由は漢史学には教科書も教師もなく、唐誡のような中国人知識人から直接伝授して貰う以外に上達の術がなかったからである。

世宗12年（1430）に詳定所が定めた漢史学の取才経書には書・詩・四書といった経書、老乞大・朴通事・魯齋大学・直解小学・成齋孝経・少微通鑑・前後漢・史学指南・忠義直言・童子習といった漢語教科書、大元通制・至正条格・御製大誥といった吏文文例集の他、事大文書・謄録・製述奏本・啓本・咨文といった朝鮮政府が蒐集した外交文書も含まれていた⁽³¹⁾。当時の漢史学はこれら膨大な文例を講読することで吏文製述法を経験的に会得する方法を採っていた。しかしこのような非体系的学習方法では満足な成果が得られなかったので、世宗14年には鑄字所にて模範となる吏文を印刷

朝鮮前期の事大外交と吏文

させ、承文院の官吏に学習させた⁽³²⁾。また世宗22年(1440)には王が礼曹判書閔義生に儀注(注釈書)の編纂を命じた⁽³³⁾。これらはその後も『吏文』と題して繰り返し刊行され、1539年崔世珍により『吏文輯覽』として集大成された。

但し文例集を精読してもなお不明な箇所は中国人知識人に直接質問するしか術がない。そこで世宗15年(1433)王は明に国子監か遼東郷学へ朝鮮人子弟を留学させることを願ったが、明はこれを謝絶した⁽³⁴⁾。そこで世宗は質正官を随時派遣し、不明な箇所を質問させることにした。早くも世宗16年には僉知承文院事李辺と吏曹正郎金何が直解小学について質問するため遼東に派遣された⁽³⁵⁾。世宗21年(1439)にも承文院吏文生徒が継続的に遼東へ送られていることが確認される⁽³⁶⁾。また世宗23年には女真人金毛多の奴隷となっていた漢人李相を綿布30匹で回贖し、承文院の吏文生徒を選抜して李相の許で至正条格や大元通制を学ばせた⁽³⁷⁾。

以上のように、国初朝鮮の対明事大外交は緊張感を孕んでおり、外交文書で使用される吏文の製述者の育成が急務であった。そこで政府は礼曹の下に文書応奉司(後の承文院)を設置し、吏文科出身者を格上げし、また文科合格者の中で聡明な者を承文院に配属して吏文を学習させた。しかし吏文科は16年で廃止され、文科合格者は分館制度を出世の第一階梯と見なして吏文学習に励まず、更に教科書や教育者の欠乏とも相俟って、漢吏学のエキスパートを養成することはできなかった。

第2章 15世紀後期の漢吏学

15世紀後半になると朝鮮政府の漢吏学教育熱は次第に低下した。世祖6年(1460)には明に対して漢唐宋元の古例に倣い、漢語・吏文の留学生を受け入れるよう要請したが、天順帝は、朝鮮の表箋章奏・行移吏文は既に

様式に適っているとしてこれを拒んだ⁽³⁸⁾。政府は留学生派遣に大した期待を抱いていなかったようであり、遼東や北京への質正官派遣といった次善の策が検討された様子はない。では国内で新たな吏文教育策が実施されたかということ、目立った記録は何もない。むしろ承文院の人材確保が更に困難になった模様である。

睿宗元年（1469）領議政韓明澮は、三館遷転の法が廃止され副正字や博士の転任の途が閉ざされてから、官吏らは漢吏学に全く励まず、吏文製述者が少なくなったとして、旧法への復帰を奏請した⁽³⁹⁾。そもそも分館制度の下では、文科上位合格者や蔭位出身者は承文院に骨を埋める気など全く持ち合わせておらず、研修期間を無事乗り切って遷転し、出世街道を歩むことしか念頭になかった。ところが世祖期になって三館遷転を止めてしまったため、承文院で漢吏学に進んで好成績を取め、副正字や博士から他部署へ栄転することを願う者が、士気を挫かれてしまったのである。

ところで韓明澮の上啓から数箇月後の同年6月、明の遼東都司は撫順から碧潼江まで長墻を構築すると通告してきた。韓明澮は長墻に危機感を募らせ、睿宗も有事の際には開城か平壤に遷都することを覚悟した。長墻を巡る遼東都司との外交交渉を首尾良く遂行するため、優れた事大文書製述官の養成が急遽必要となったのである。

睿宗の跡を襲った成宗は即位以来、漢吏学熟達者の養成を推進した。成宗元年（1470）吏曹は、承文院で研修中の博士以下の官員は5-6年で異動するため漢吏学に通できないとして、今後は毎日点呼を取り、定期的に試験を実施し、成績優秀者から遷転させよと上啓して、裁可された⁽⁴⁰⁾。翌年礼曹は承文院官員で事大文書20本を誤字なく書写した者を昇進させよと上啓した⁽⁴¹⁾。政府は取りあえず飴と笞で彼らのやる気を引き出そうとしたのである。

しかし長年承文院に勤務し、許多の事大文書を修撰してきた判中枢府事

李辺や行護軍宋処寛は奏請使臣のように佐理功臣に与れないと訴え、承文院も本院の禄官や兼官は守令を経験していないので加資されないとして、芸文館の例に倣い彼らを加資せよと訴えた。そこで成宗3年吏曹は優秀な禄官・兼官を4品まで昇進させることを許すべしと上啓し、裁可された⁽⁴³⁾。

一方政府は成宗6年（1475）より事大文書における回避字句について精査し始めた。同年謝恩使書状官李瓊全は明の回避字様について報告し、翌年同知事徐居正は承文院の作成した諱避字様リストを勅使に見せて正誤を質した。成宗は、今後入朝する使臣は礼曹に回避字句を質正せよと命じた⁽⁴³⁾。

睿宗元年から成宗初にかけて事大文書に対する関心が突如として高まった背景には建州女直の台頭とそれに対抗した明の長牆構築という北辺防衛上の諸課題の急浮上があるだろう。加えて1470年代より明国内で貂皮需要が急増し、明勅使は成宗8年（1477）より貂皮進貢または勅行貂皮貿易を強く促すようになった⁽⁴⁴⁾。朝鮮は明政府・遼東都司・明勅使との間で粘り強い外交交渉を行わねばならなくなったが、承文院には儀礼的文書さえ満足に書けない製述官しかいなかった。

そこで政府は外交交渉に使える実践力を備えた承文院官員の養成に乗り出した。成宗12年（1481）には侍読官李昌臣が、朝鮮語音（ハングル）で記された天子接見日記に漢字を付記し、承文院に下して学習させよと提言し、裁可された⁽⁴⁵⁾。成宗17年（1486）には領事洪応が、吏文と漢語に通曉した金自貞と池達河に承文院職を兼任させ、漢吏学官の教育に当たらせよと提言し、裁可された⁽⁴⁶⁾。更に彼は成宗18年（1487）、年少の文臣で漢語を学んだ者を選抜し、遼東の邵奎の許に派遣し、経義を質正させよと提言して裁可され、2月2日承文院は申従漚ら18名を選抜した。しかし2月6日献納金浩は質正官の往来を遼東都司が嗅ぎつけると譴責される恐れがあると訴え、領事李克培も使行に随行する質正官や講肄官の他に文臣二人を派遣すると、駅路に弊害が発生すると述べたので、同日成宗は派遣を中止し、

彼らを承文院に配置して漢語を学習させた。翌7日領事尹弼商は、まず彼らに直解小学を修得させ、会話ができるようになってから派遣せよと進言した⁽⁴⁷⁾。

翌成宗19年（1488）には聖節使蔡寿が帰朝し、質正官は北京で漢語や吏文を学ぶ機会が無かったと報告し、遼東に隠居している邵奎は才徳兼備であり詩文にも通暁しているので、質正官を彼の許に派遣せよと訴えた⁽⁴⁸⁾。これに対し工曹正郎権柱は、邵奎は罪人であり幾度も意図的に訪問することは不可能だと上啓し、成宗は尹弼商の求めに応じて権五福を漢語質正官として邵奎の許に派遣し、直解小学を翻訳させようとしたが、掌令閔孝曾らの反対に遭遇したため、結局彼を呼び戻し、先ず明に上奏してから質正官を入送すべきか否かを承政院に諮ったところ、諸臣はこれに賛成した⁽⁴⁹⁾。その後邵奎の許への質正官派遣については実録に記載が無いので、明から拒絶されたか、そもそも奏請さえしなかったのであろう。

注目すべきは、承文院が相変わらず漢語能力の育成に関心を払ったことである。質正官を使行に随行させ北京で吏文を学ばせるためには、漢文を使った筆談より口頭語での質疑応答の方が余程効率的であり、微妙なニュアンスも聴取し易い。そこで吏文学習と漢語学習が並行して実施されたのである。

吏文製述官の需要が高まると、承文院は科挙合格者で年少聡敏なる者を優先的に確保しようとし、成均館・校書館との間で人材の奪い合いが起こった。最初成宗は吏曹に分配を委ねようとしたが、承文院提調の強い要請に応じ、先ず承文院が揀択した後、吏曹が成均館と校書館に割り振るよう命じた⁽⁵⁰⁾。もちろん承文院に配属された者たちも、漢史学プロパーとなることを希望することはほとんどなかったであろう。

以上のように、文宗期から世祖期にかけて比較的安定していた朝明関係は睿宗・成宗期になると急速に緊迫した。女真族が勢力を拡大し、これを

防遏するため明が長墻を構築したことで、遼東方面での潜在的危機が高まったのである。更に1470年代には明勅使が貂皮の進貢や貿易を要求するようになり、貂皮問題も懸案となった。政府は再び漢語・吏文教育に力を入れるようになったが、人材は一朝一夕には育たず、また科挙合格者が本気で漢吏学を志すこともなかった。幸い貂皮問題は短期間で解決し、長墻構築問題も危機が表面化するには至らなかった。しかし問題は先送りされただけであり、16世紀になると明の軍隊や農民が鴨緑江北岸から江内中洲にまで到達し、新たな火種を惹起する。

第3章 16世紀以降の漢吏学

成宗の次王燕山君は暗愚であり、漢吏学の振興にも無関心であったが、そもそも士大夫は漢吏学を軽視していたため、中宗反正後も漢語・吏文学習は相変わらず等閑視され続けた。中宗2年（1507）には承文院都提調柳洵らが、奏請使の発遣が迫っているにもかかわらず、吏文の作成に慣れている者が少ないので、服喪中の李顥に命じて自宅で製述させよと訴え、裁可された⁽⁵¹⁾。中宗15年（1520）には領議政金詮が、近来吏文・漢語の学習は国家の奨励にもかかわらず全く成果を挙げていないと述べており⁽⁵²⁾、中宗20年（1525）には領議政南袞が、鄭蕃は賤系（庶孽）だが文章の製述には優れているので、彼のような人物数名を司訳院・承文院に配置して教育させよと訴え、両院に所属する吏文学官が復設された⁽⁵³⁾。しかし中宗28年（1533）に至っても、領事韓効元が、承文院の官吏は吏文・漢語の学習に励まねばならないが、全く成果が挙がっていないと訴えているように⁽⁵⁴⁾、漢吏学の専門家は育っていなかった。

ところが中宗29年（1534）になると事態は急変する。同年2月承文院都提調は、洪武・永楽時の奏請や最近の南袞の奏請を中国人に見せ添削して

貰うべしと上啓し、裁可された⁽⁵⁵⁾。中宗30年には吏文・漢語の殿講の際、左議政金謹思が「かつて李昌臣はしばしば入明して漢語・吏文の要諦を中国人に質正し、一卷の書を為した。だが燕山期の土禍や息子李顥の謀叛で一家離散してしまい、同書は行方不明となった。幸い子弟は存命であり、同書を探し出せたので、これを求め校正して撰集と為せば教育に有益であると述べ、中宗も賛同した⁽⁵⁶⁾。中宗33年（1538）には中宗自ら吏文・漢語の重要性を訓示し、文臣や儒生は吏文製述によって賞格させるべしと諭した⁽⁵⁷⁾。中宗34年（1539）には崔世珍が『吏文輯覽』を編纂した。

中宗35年（1540）10月右賛成金安国は、国初に廃止された吏文科について言及し、新たに漢吏科を設け、庶孽出身者を多数採用すれば漢吏学が振興するであろうこと、および遼東に留学生を派遣すべきことを訴えた⁽⁵⁸⁾。その後領議政尹殷輔も漢吏科の新設と留学生の派遣を熱心に説き続けたが、結局漢吏科は実現せず、留学生派遣も長い議論の末沙汰済みとなった⁽⁵⁹⁾。とは言え漢吏学通曉者の必要性は国王や廷臣の共通認識となった。

それでは何故彼らは突如として漢吏学人材の育成に関心を払うようになったのであろうか。1530年代より中朝間の政治的懸案として急浮上してきたのは威化島や黔同島など鴨緑江中洲における中国農民の私的開墾問題であった。中宗26年（1531）中国農民が威化島に定住して開墾を行っていることが確認され、朝鮮は遼東都司に刷還を求めた。ところが彼らは追い払ってもすぐ戻って来るので、中宗29年（1534）朝鮮政府は通事李和宗を遼東に派遣しこの問題について議論させた。その後中宗35年（1540）には黔同島での不法入植が発見されたので、政府は再度李和宗を遼東都司の許に派遣し、中国官憲に入植地を焼却して貰った⁽⁶⁰⁾。このような機微を要する外交交渉には咨文を精確に製述し、更には現地官僚と漢語で対話できる李和宗のような人材が求められるだろう。彼は中宗23年（1528）建州衛に送る国書を吏文で製述しており⁽⁶¹⁾、対明・対女真外交実務のエキスパート

であった。金安国が漢吏科の新設と遼東への留学生派遣について言及した時期と黔同島入植問題が勃発した時期とは一致する。このことから中宗後期に至りにわかに漢吏学の重要性が強調されるようになったのは、明との間に国境を巡る外交問題が発生し、実務家の必要性が再認識されたからだとして推測される。

だが中洲入植問題が解決すると漢吏学実務家の養成は議論されなくなった。両班階級は相変わらず漢吏学を卑賤視し、自ら習得に励まなかった。一方庶孽が漢吏科を通して朝廷に出仕し、官僚の仲間入りを果たすのも容赦できなかった。そこで彼らのごく少数の文官出身吏文製述官を除き、庶孽出身実務家の存在を認めなかったのである。従って中宗39年(1544)老齢で目が見え難くなった承文院提調申光漢の辞職要請に対し、諸臣が留任させるよう訴えているように⁽⁶²⁾、文官出身製述官は人材難で退職もままならなかった。

その後吏文教育は時折話題に登る程度で、ほとんど議論されなくなった。16世紀末までは明との間に交渉事案がほとんど発生しなかったことがその背景にあるのかも知れない。しかし壬辰倭乱勃発後も、実録には事大文書に関する記録がほとんど出現しない。宣祖26年(1593)左議政尹斗寿が「朴啓賢は常に、我が国(の者)は漢語の習得ができないけれど、吏文の習得は難しくないと言う。各司は吏文学官一人を配置し、常に文簿の仕事をさせているので、自ずと習熟するようになるだろう」と述べたのに対し、宣祖は「我が国の人には恒用の文書を卑下し、満足に書くことすらできない。吏文は尚更である」と答えているように⁽⁶³⁾、明軍と協力して戦争している最中であっても、士大夫は相変わらず恒用の文書(事務的漢文)や吏文を軽視し、高雅な古典漢文の修養に明け暮れていた。

また朴啓賢が言うように、吏文自体も明初から相当の変質を遂げていた。そもそも吏文は宋代以前の公案・公牘に使用されていた法律用語に元代の

モンゴル語彙・モンゴル語直訳漢文が混淆したものである。明初にあっては漢人もアルタイ語的言い回しを官話として受け入れていたが、時代が下るにつれ、モンゴルの遺制は次第に廃れ、官話もまたシナ語・漢文に近づいていったものと思われる。光海君12年（1620）承文院は「洪武年間中書省の移咨には専ら語録吏文が用いられていた。故に祖宗朝は朝臣に必ず吏文を習わせていた。今では中国の咨文は洪武年間とは遙かに異なり、吏文は必ずしも専心して学習せずともよくなった」と上啓している⁽⁶⁴⁾。つまり法律文書などを除き、日常の公文書では、元朝風の吏文は使われなくなり、より洗練された漢文調の吏文に置き換わったので、もはや吏文の専門的学習者は要らなくなったと言うのである。

翻って見ると、鴨緑江中洲開墾問題で活躍した李和宗は吏文製述官というよりは通事であった。遅くとも16世紀には吏文は相当漢文化しており、漢語の重要性と比較すると吏文の重要性は相対的に低下したのではないだろうか。崔世珍の『吏文輯覽』を繙いても、朱元璋の聖旨のような癖の強い用例は出て来ない。漢吏学の重要性が低下したのは、明朝における吏文の雅文漢文化により、朝鮮官僚でも容易に読みこなせるようになったからであろうと考えられる。

仁祖14年（1636）12月の丙子胡乱により朝鮮は明に代わって清に事大するようになった。しかし事大文書にモンゴル語が復活したり満洲語の言い回し加わったりすることはなかった。承文院は外交文書の保管機関となり、事大文書作成の重責は相当程度軽減された。朝鮮後期には承文院は影の薄い存在となったのである。

朝鮮前期の事大外交と吏文

おわりに

中国との事大外交を推進するため、朝鮮政府は文書応奉司（後の承文院）を設置し、文科合格者の中の成績優秀者や庶孽出身の漢吏科合格者を採用して、吏文という中国公文書に使用される特殊な文体を学習させた。太宗・世宗期は吏文教育に最も力が注がれた時期であった。

その後成宗期に長牆問題・貂皮貿易問題・中洲開墾問題が発生すると、漢吏学への関心が再燃した。また中宗後期に中洲開墾問題が再発した時も、漢吏科の新設が唱えられた。しかし両班階級は一貫して吏文を卑賤視し、漢吏学のエキスパートとなる者はほとんど出現しなかった。

承文院は事大文書の製述と保管を担う官庁でありながら、所属官吏には吏文だけでなく漢語の学習も要求した。その理由は理解不能な箇所を漢人知識人から口頭で伝授して貰うためであった。但し明朝は彼らに留学の機会を与えなかったので、質正官として北京や遼東に赴いた時に質問するしか方途は無かった。

承文院の機能強化が叫ばれたのはせいぜい16世紀中葉までであり、朝鮮後期に至るとほとんど議論されなくなった。その理由は吏文自体が雅文漢文化して、知識人であれば概ね読解できるものに変質したからであろうと推測される。元代官話の強い影響を受けた朱元璋時代の事大文書は明朝内で廃れていったのである。これに合わせて朝鮮の承文院もその重要性を減じていったものと見られる。

註

- (1) 李觀洙「朝鮮朝의 吏文教育」『國語國文學』82, 1980年, 112頁。
- (2) 姜信沆「李朝時代の 訳学政策에 관한 考察——司訳院・承文院 設置를 中心으로 하여——」『大東文化研究』2輯, 1966年、李洪烈「漢史학과 그 機能의 變遷——近世 事大 政策의 制度的 一面——」『漢坡李相玉博士回甲紀念論文集』教文社, 1970年、李建衡「朝鮮王朝의 訳学教育」『大邱教育大學論文集』16輯, 1981年、林東錫「朝鮮時代 外國語 教學에 對한 一考」『建國大學校學術誌』33輯, 1989年、桑野栄治「李朝初期における承文院の設立と機能」『史淵』131号, 1994年など。
- (3) 『朝鮮太祖實錄』卷3, 太祖2年5月丁卯。
- (4) 朴元煥「明初 文字獄과 朝鮮表箋問題」『史學研究』25号, 1975年。
- (5) 김순자『韓國 中世 韓中關係史』혜안, 2007年, 167頁。
- (6) 宮紀子『モンゴル時代の出版文化』名古屋大學出版會, 2006年, 234頁。
- (7) 『朝鮮太祖實錄』卷1, 繪書
自恭愍王薨。天子每徵執政大臣。皆懼不敢行。門下侍中李穡欲昌親朝。又欲王官監國。自請入朝。……至京師。天子素聞穡名。從容語曰。汝仕元為翰林。應解漢語。穡遽以漢語對曰。請親朝。天子未曉曰。說甚麼。禮部官佞奏之。穡久不入朝。語頗艱澁。天子笑曰。汝之漢語。正似納哈出。
- (8) 李思敬『音韻のはなし——中國音韻學の基本知識』光生館, 1987年, 47-48頁、大島正二『中國語の歴史』大修館書店, 2011年, 103-104頁。
- (9) 『朝鮮太宗實錄』卷22, 太宗11年閏12月戊午
禮曹啓請習蒙學。啓曰。司訳院。職在事大交隣。今蒙學訓導者才二人。習者又少。宜摺五部學中聰慧者三十人。以習其語。
- (10) 『朝鮮太祖實錄』卷9, 太祖5年6月丁酉、同右, 卷12, 太祖6年9月丙辰。宋李羅の訪朝は太祖5年のみである。
- (11) 前註(6) 宮, 234頁。
- (12) 同右, 235-236頁。

朝鮮前期の事大外交と吏文

- (13) 정다함 「麗末鮮初の 동아시아 질서와 朝鮮에서의 漢語, 漢吏文, 訓民正音」 『韓國史學報』 36, 2009年, 17頁。
- (14) 『朝鮮太宗實錄』 卷8, 太宗4年8月己丑。
- (15) 前註 (2) 桑野, 26頁。
- (16) 『朝鮮太祖實錄』 卷1, 太祖元年8月辛亥。
- (17) 『朝鮮太宗實錄』 卷14, 太宗7年11月乙亥
議政府以其書啓。上曰。……且諸科之内。若吏科・陰陽科・訳科之類。豈尽是賤人。而恥与之為伍乎。
- (18) 同右, 卷13, 太宗7年3月戊寅
吉昌君權近上書。書曰。……一。漢吏之文。事大要務。不可不重。今医・訳・陰陽・律学。皆有科目。而此独無。誠為闕典。乞依前朝明經科例。文科終場。竝試吏文之士。許於正科同榜唱名。使与雜科殊異。其赴文科者。有欲并試吏文。聽。乃於正科之内。加其分数。……從之。
- (19) 同右, 卷16, 太宗8年12月甲戌。
- (20) 同右, 卷33, 太宗17年3月丙辰・6月乙未。
- (21) 『朝鮮世宗實錄』 卷3, 世宗元年3月戊申。
- (22) 『朝鮮中宗實錄』 卷84, 中宗32年4月癸酉
[領事金]安老曰。……且吏文・漢語。人以[為]賤技。而不致其力也。至於文章。亦無能為之者也。
なお大括弧は筆者の補註である。
- (23) 『朝鮮世宗實錄』 卷51, 世宗13年正月丙子
召右議政孟思誠……。令知申事皇甫仁議事。其一曰。承文院官吏。扞年少聰敏者。使習漢語。未聞成効。其故何由。無乃隨任隨遷。不專其業之致然歟。僉議以為。人情皆欲歷揚台省・六曹。不欲久滯一任。
- (24) 『朝鮮文宗實錄』 卷3, 文宗即位年8月丙申
義禁府啓。承文院官吏。於謝恩方物表。落書謹上表三字。著作郎安迥。律当杖

七十。副校理李漢謙・副知事金得礼・判事任孝仁。杖六十。提調李迈・金聰・許詡。笞五十。

『朝鮮成宗実録』卷130, 成宗12年6月壬子

掌令李枰・獻納徐越啓曰。……世宗朝。凡干事大文書有誤者。雖一字半画。皆決杖不贖。

(25) 国初の承文院と分館制度との関係については、朴洪甲「조선 초기 承文院의 성립과 그 기능」『史学研究』62号, 2001年を参照。

(26) 『朝鮮世宗実録』卷22, 世宗5年12月乙丑

吏曹啓。在前。文科外別設吏文科者。緣無專掌衙門。今特設承文院。每於式年。択文科中聰慧者。分差本院。講習漢吏之文。以專其任。請革吏文科。其赴文科者。兼試吏文。加其分数之法仍舊。至式年分差時。以兼試吏文。中科者為先定送。從之。

(27) 前註(2) 李洪烈, 117頁。

(28) 拙稿「朝鮮前期の勅行貿易」北九州市立大学『外国語学部紀要』150号, 2020年。

(29) 拙稿「義州長城再考」北九州市立大学『外国語学部紀要』152号, 2021年、同「鴨綠江中洲開墾考」北九州市立大学『外国語学部紀要』153号, 2021年。

(30) 『朝鮮世宗実録』卷51, 世宗13年正月丙戌。

(31) 同右, 卷47, 世宗12年3月戊午。

(32) 同右, 卷55, 世宗14年正月丁卯。

(33) 同右, 卷90, 世宗22年7月戊申。

(34) 同右, 卷62, 世宗15年12月壬戌。

(35) 同右, 卷63, 世宗16年2月甲寅。

(36) 同右, 卷87, 世宗21年12月戊寅・癸巳。

(37) 同右, 卷93, 世宗23年8月丙戌、同右, 卷94, 世宗23年11月己亥。

(38) 『朝鮮世祖実録』卷21, 世祖6年8月己巳、『大明英宗実録』卷316, 天順4年6月壬申。

(39) 『朝鮮睿宗実録』卷4, 睿宗元年閏2月戊寅

朝鮮前期の事大外交と吏文

領議政韓明澮啓曰。……承文院專掌事大交隣文書。所習漢語・吏文等事。非久於其職不能。故古有副正字至博士。次次遷轉。不特久任。且講漢語・製吏文。精於芸則陞。否則年雖久而不調。故人皆勸厲。自三館之法一廢。更出迭入。人無久計。全不鍊業。請立旧法。

同右, 卷5, 睿宗元年4月乙丑

領議政韓明澮曰。祖宗時三館及承文院南行。次次遷轉。俾習文芸。自革三館遷轉之法。分任諸司。士習不專。承文院知吏文者鮮矣。乞復祖宗之旧。上曰。然。明澮為首相。自祖宗以來故事之當復者。善因事建白。多見採納。中外翕然稱之。

- (40) 『朝鮮成宗実録』 卷5, 成宗元年5月乙酉。
- (41) 同右, 卷10, 成宗2年5月丁酉。
- (42) 同右, 卷11, 成宗2年7月壬申、同右, 卷12, 成宗2年10月丙申、同右, 卷15, 成宗3年2月己巳。
- (43) 同右, 卷56, 成宗6年6月丁亥、同右, 卷66, 成宗7年4月癸巳・辛丑。
- (44) 前註(29) および拙稿「朝鮮前期の貂皮貿易」北九州市立大学『外国語学部紀要』150号, 2020年。
- (45) 『朝鮮成宗実録』 卷128, 成宗12年4月辛亥。
- (46) 同右, 卷196, 成宗17年10月己亥。
- (47) 同右, 卷200, 成宗18年2月壬申・丙子・丙子(別条)・丁丑。
- (48) 同右, 卷219, 成宗19年8月乙卯。
- (49) 同右, 卷228, 成宗20年5月甲申、同右, 卷235, 成宗20年12月己丑、同右, 卷236, 成宗21年正月己巳・庚午。
- (50) 同右, 卷265, 成宗23年5月丙子・己卯。
- (51) 『朝鮮中宗実録』 卷2, 中宗2年閏正月辛未。
- (52) 同右, 卷38, 中宗15年3月丙午。
- (53) 同右, 卷54, 中宗20年6月丙午、同右, 卷94, 中宗35年10月辛未。
- (54) 同右, 卷74, 中宗28年5月己未。

(55) 同右, 卷76, 中宗29年2月己巳。

(56) 同右, 卷79, 中宗30年3月庚午。

(57) 同右, 卷88, 中宗33年10月乙巳。

(58) 同右, 卷94, 中宗35年10月辛未

安国曰。……古有漢吏科。別設漢吏學以取之。……今若加設其額。而取之如漢吏科。則其人自以為榮顯如文職。崇尚力業。則吏文可興矣。……若於遼東學。奏請遣子。而以吏文學官英敏者。入送學之。則漢語・吏文。皆可精學而來矣。

(59) 同右, 卷96, 中宗36年11月辛丑、同右, 卷98, 中宗37年7月壬戌・甲子、同右, 卷99, 中宗37年8月戊寅。

(60) 前註(29)拙稿「鴨綠江中洲開墾考」。

(61) 『朝鮮中宗實錄』卷61, 中宗23年4月庚戌

右承旨尹仁鏡。以兵曹・備邊司同議公事。入啓曰。建州衛所通文書。令李和宗翻譯。而此處回答之辭。若不翻譯。則彼人不得解見。故又以吏文翻譯也。

(62) 同右, 卷105, 中宗39年10月癸未。

(63) 『朝鮮宣祖實錄』卷36, 宣祖26年3月丙子。

(64) 『光海君日記』卷54, 光海君12年11月戊子

承文院啓曰。……洪武年間。中書省移咨。專用語錄吏文。故祖宗朝。使朝臣必習吏文。今則中朝咨文。此洪武年間。迥然不同。吏文似不必專意講習。

